東京医療保健大学和歌山看護学部国試・進路支援委員会規程

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における国家試験対策、及び進路支援に関する 事項を審議するため、国試・進路支援委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 国家試験対策学習計画に関する事項
 - (2) 国家試験支援体制に関する事項
 - (3) 国家試験対策を担当する学生との調整に関する事項
 - (4) 就職支援に関する事項
 - (5) 進学支援に関する事項
 - (6) 卒業後交流、支援に関する事項
 - (7) その他国家試験対策、進路支援に関する事項

(構 成)

- 第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
 - (2) 和歌山事務部長
 - (3)その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事務)

- 第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。
- 附 則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。 この規定は、令和7年4月1日から施行する。